

障害者・児の生活を豊かにする会総会

重度障害者医療費助成の窓口負担廃止 や「ガソリン券支給」など願いがいっぱい

5月29日、障害者・児の生活を豊かにする会の第31回総会が開かれ、日本共産党からは、松岡徹県議、熊本市議団などが参加しました。会場から、27名の切実な願いをこめた発言がありました。日本共産党は、一人ひとりの願いを大切に、人間らしい暮らしができるよう一緒にがんばります。

政令市は既に医療費窓口負担の解消を実現

重度障害者の2万1千円を超える医療費は、一度窓口で医療費を払い、申請手続き後、やっと返還されます。障害者・児の生活を豊かにする会は、議会のたびに、現物給付(窓口無料・1割負担)への要望を届け、日本共産党は本会議や委員会でも繰り返しその実現を迫ってきました。

政令市19市では、県内「現物給付」が17市、市内「現物給付」が2市で実施済みです。宮崎県でも、全ての自治体で「現物給付」が実施され、「2万1千円の壁」は打ち破られています。熊本市でできないはずはありません。

タクシー券とガソリン券の選択性の実施を!

政令市においては、「タクシー券支給」対象者は、所得制限なしがほとんどです。熊本市の1回360円の単価は、一番安く、対象者が非課税者だけは、政令市では4市だけです。さくらカードやタクシー券を使わず、マイカーを利用している障害者も少なくありません。「タクシー券」と「ガソリン券」との選択性には道理があります。多くの参加者から「ガソリン券」支給の願いが寄せられました。ガソリン代も高騰しており、ぜひとも実現したいものです。

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団
ますだ牧子 上野みえこ なすまどか
熊本市手取本町1-1 議会棟3階

NO. 754

2011年6月5日

電話 328-2656

FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

ホーム：http://www.jcp-kumamoto.com/

6月議会 上野みえこ議員が一般質問を行います

6月21日(火) 午後2時からの予定です

1. 東日本大震災に学び災害に強いまちづくりにむけて
 2. 原発問題とエネルギー政策について
 3. 国民健康保険について
 4. 介護保険について
 5. 子育てや子どもをめぐる政策について
- などを予定しています。

※ 取り上げてほしいことやご意見などありましたら何でもお寄せください。



6月議会の開会は6月16日です。

請願の締め切りは6月16日の午後5時までとなっています。

【控え室から】費用弁償(交通費など)はきっぱり廃止!...

なすまどか



「費用弁償」という言葉を初めて耳にする方もいらっしゃるかもしれません。費用弁償とは、議員が議会に出席して職務をするためにかかる費用に対して支給されるものです(議員報酬とは別に支給されます)。議会に出席するためにかかる費用といえば、主に交通費ぐらいです。で、費用弁償は交通費と考えてもいいと思います。私の場合、健軍方面に住んでおり、実際にかかる費用は電車賃往復の300円です。しかし今の市議会の規定では、1日あたり6千円が支給されることになっています。高すぎです。とうてい市民理解が得られるとは思えません。

今、多くの方々が議会の在り方に関心を高め、住民の立場に立った議会改革を願っておられるのではないのでしょうか。だからこそ実態に見合わない費用弁償はきっぱりと見直すべきだと考えます。

日本共産党市議団は、こうした考えから、費用弁償の受け取りを拒否してきました(議員任期中は市に返すと寄付行為となり罰せられますので法務局に供託中です)。私自身も当選以来4年間受け取っておらず、その金額も100万円を超えました。議員を辞めた時に、市に返すなど適切に処理したいと思っています。

議会改革の出発は市民の目線に立つことです。取り組まなければならない課題はたくさんありますが、議員自身はその気になればすぐに実現できる費用弁償の廃止を決断する時ではないでしょうか。



子どもの給食費が払えない…

修学旅行の費用をどうしよう



小学生・中学生をお持ちのみなさん **就学援助** をご存じでしょうか？

「就学援助」とはこんな制度です



経済的な理由で、就学費用が負担できない家庭の子どもたちへ、その費用の援助をする制度です。就学援助が決定すれば、学用品代・給食費・修学旅行費などが支給されます。

次のいずれかに該当する方が利用できます

- ① 生活保護の停止または廃止となった世帯
- ② 市民税の非課税・減免を受けている世帯
- ③ 国民年金の免除を受けている世帯（1/4免除は除く）
- ④ 児童扶養手当が支給されている世帯（母子家庭にくわえて父子家庭も可）
- ⑤ ①～④には該当しないが、特別な事情により経済的な理由で子どもを就学させることが困難な場合。



就学援助の所得基準

世帯人数	基準額
2人	181万円
3人	226万円
4人	276万円
5人	314万円
6人	347万円
7人	395万円
8人	448万円
9人	494万円
10人	539万円

例えばこんな場合も就学援助の対象です

⑤には「特別な事情」とありますが、この4月より所得の基準が設けられました(市議団としても議会で取り上げ実現できました)。生活保護基準の1.25倍の所得以下の世帯が対象となりますが、目安は右表のとおりです。

※障害の有無などにより基準は変わってきます。

「就学援助」で支給される項目と金額

援助の種類	支給額	
	小学校	中学校
学用品費等	1年 12610円	1年 23880円
	2～6年 14780円	2～3年 26050円
補助教材費	1年 4400円	1年 7000円
	2年 4000円	
	3年 4300円	2年 4400円
	4年 4300円	
	5年 4000円	3年 4700円
	6年 4000円	
新入学学用品費	19900円	22900円
修学旅行費	いずれも実費 (詳しく条件が定められています)	
通学費		
医療費		
学校給食費		
校外活動費		

お問い合わせ・ご相談はお気軽にどうぞ

- 日本共産党熊本市議団：328-2656
- 学校または熊本市教育委員会 学務課
：328-2716

※いつでも（年度途中でも）申請できます。